

11. 自分の会社を承継する税制改正ポイントその3

Q11: 自社株軽減特例(自社株の評価額を相続等のときに10%評価減できる制度)が生前に大型贈与(相続時精算課税適用)した自社株にまで拡大されたのはわかりましたが、今までの「小規模宅地の評価減」の特例とはどういう関係になるのですか？

A11: まず、小規模宅地等の減額特例のうち、特定同族会社事業用宅地等(80%評価減)特例が15年改正により拡充されました。従来の要件のうち、「被相続人および生計を一にする親族の出資割合が50%以上」という要件は実務上厳しいものであり、生計を別にする親族に生前に出資を大幅に譲渡(贈与)してしまうと、この「特定同族会社事業用宅地等」の80%減額特例が活用できませんでした。そこで、都心で事業を営んでいる中小企業オーナーの事業承継対策では、相続開始の時にどのような出資割合になるかまで考慮していたところですが、この制限が大きく緩和されています。

【改正点】適用できる同族会社は、被相続人および同族関係者等(改正前;生計を一にする親族)の出資割合が50%超(改正前;50%以上)

その上で、小規模宅地等の減額特例で面積限度まで余裕がある場合に、自社株軽減特例が余裕分の割合で適用することができるようになりました。またいずれを優先的に適用しなければならない旨の規定はありませんので、逆に自社株軽減特例の適用を優先して、その限度までの余裕分を小規模宅地等の減額特例が適用できます。つまり、特例の併用ができることになりました。

このことを算式で表現すると以下ようになります。

$$S \times \frac{400}{x} + A + \frac{5B}{3} + 2C \leq 400$$

x= 適用限度額(時価総額15億円以下は2/3枠、上限10億円)

S = 実際の相続での相続株式と受贈株式との選択額の中の小宅特例との併用選択額

A、B、C; 単位:m²

A: 特定事業用宅地 B: 特定居住用宅地 C: A、B以外の小規模宅地

この結果、分割協議において限度内において相続人Aは小規模宅地等の特例、相続人Bは特定事業用資産の特例の適用を受けることができます。またもっとも納税額が有利になるように減額特例を活用することもできます。

たとえば、相続自社株の時価総額は15億円、選択上限は10億円の時、被相続人はこのうち6億円分を保有していた場合は、土地の単価に係わらず、居住用の評価減特例を96m²分選択ができることとなりました。算式で表現すると、

$$400 - 400 \times \frac{6 \text{ 億円}}{10 \text{ 億円}} = 160 \text{ m}^2, \quad 160 \text{ m}^2 \times \frac{3}{5} = 96 \text{ m}^2$$

となります。